

【韓国】グリーン融合クラスターの造成及び育成に関する法律の制定

海外立法情報課 中村 穂佳

* 2021年6月15日、「グリーン融合クラスター」を造成し、入居企業及びグリーン産業等の支援、育成を行う「グリーン融合クラスターの造成及び育成に関する法律」が公布された。

1 背景と経緯

近年、韓国において、世界的な気候変動等の環境問題に関して政府による関連政策¹のほか、国会でも環境関連の法律の制定、改正等が多く行われている。2010年に制定された「低炭素グリーン成長基本法」²では、「経済・金融・建設・交通物流・農林水産・観光等経済活動全般にわたってエネルギー及び資源の効率を高め、環境を改善することができる財貨の生産及びサービスの提供等を通じて、低炭素グリーン成長を成し遂げるための全ての産業」を「グリーン産業」と定義した。

このグリーン産業に関連して、2021年6月15日、「グリーン融合クラスター」を造成し、クラスター入居企業及びグリーン産業等の支援、育成を行い、国家競争力強化及び地域経済の発展に資することを目的とした「グリーン融合クラスターの造成及び育成に関する法律」³が制定、公布された。この法律は、2020年11月10日に提出された法案⁴が審議・修正を経て2021年5月21日に国会を通過したものである。本則全24か条、附則4か条から成り、同年12月16日に施行される。

また、同年9月24日には「気候危機対応のための炭素中立・グリーン成長基本法」⁵が公布され、「グリーン産業」を「温室効果ガスを排出する化石エネルギーの使用を代替し、エネルギー

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年9月9日である。

¹ 「韓国の気候変動対策と産業・企業の対応（2021年4月）」『調査レポート』2021.4. 日本貿易振興機構（JETRO）ウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2021/01/111cf89ab6c5c2af.html>>; 当間正明「【コラム】韓国のグリーン政策を読み解く」『地域・分析レポート』2021.3.2. 同 <<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2021/c6d232c0dfa4e111.html>>

² 「저탄소 녹색성장 기본법 (법률 제 16646 호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=211627&ancYd=20191126&ancNo=16646&efYd=20200527&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> URLは、2021年9月9日現在施行されているもの（2019年11月26日一部改正公布）。同法については、白井京・諸橋邦彦・遠藤真弘「韓国のグリーン成長基本法—経済と環境が調和した発展に向けて—」『外国の立法』No.243, 2010.3, pp.19-49. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166430_po_024302.pdf?contentNo=1>を参照。

³ 「녹색융합클러스터의 조성 및 육성에 관한 법률 (법률 제 18283 호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=232911&ancYd=20210615&ancNo=18283&efYd=20211216&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>; 「(참고)녹색융합클러스터법 등 2개 환경법안 국회 통과」2021.5.21. 환경부ウェブサイト <<http://me.go.kr/home/web/board/read.do?pagerOffset=190&maxPageItems=10&maxIndexPages=10&searchKey=&searchValue=&menuId=286&orgCd=&boardId=1453850&boardMasterId=1&boardCategoryId=&decorator=>>>; 「[환경정책 너-우스] 녹색산업 육성을 통한 지역 경제발전과 국가 경쟁력 강화를 위한 ‘녹색융합클러스터의 조성 및 육성에 관한 법률’ 국무회의 의결」2021.6.16. 同 <<http://me.go.kr/home/web/board/read.do?pagerOffset=50&maxPageItems=10&maxIndexPages=10&searchKey=&searchValue=&menuId=10392&orgCd=&boardId=1459900&boardMasterId=713&boardCategoryId=&decorator=>>>

⁴ 「[2105182] 녹색융합클러스터의 조성 및 육성에 관한 법률안 (윤준병의원 등 11인)」의안정보시스템ウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_U2POP1T1A0D5R1Q6T3T4G2M2X9P7X0>

⁵ 「기후위기 대응을 위한 탄소중립·녹색성장 기본법 (법률 제 18469 호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=235581&ancYd=20210924&ancNo=18469&efYd=20220325&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> なお、本法（一部の規定を除き2022年3月25日施行）附則第2条の

ギー及び資源使用の効率を高め、環境を改善することができる財貨の生産及びサービスの提供等を通じて炭素中立を成し遂げ、グリーン成長を促進するための全ての産業をいう」とした。

2 「グリーン融合クラスターの造成及び育成に関する法律」の概要

(1) 定義

本法律の第2条で用語の定義が規定されており、そのうち「グリーン融合クラスター」を、グリーン産業及びグリーン関連産業の集積及び融複合を促進し、それに関連した研究開発、実証化等を支援するために作られた地域であって、本法律第9条によって指定される区域と規定し、「グリーン産業」を、「低炭素グリーン成長基本法」第2条第4号⁶のグリーン産業であって、大統領令で定める産業と規定した。また、「グリーン関連産業」を、グリーン産業と前・後方産業関連効果が大きい又は融複合を通じた高度化の可能性が高い産業であって、大統領令で定める産業をいうと規定した（第2条第1号～第3号）。

(2) グリーン融合クラスターの指定及び造成・運営

環境部（部は日本の省に相当）長官（以下「長官」）又は市・道知事⁷は、グリーン産業等の研究及び技術開発のための施設、グリーン産業等関連の専門人材の養成等のための振興施設、関連技術等の実証化のための施設及びグリーン産業等を営為する企業の集積団地を含むグリーン融合クラスターを造成し、運営することができる（第5条）。長官は、グリーン融合クラスター基本計画（以下「基本計画」）を5年ごとに策定しなければならないが、この際に、市・道知事の意見を聞き、関係中央行政機関の長との協議の後、「環境政策基本法」第58条による中央環境政策委員会⁸の審議を経なければならない（第6条）。長官は、グリーン融合クラスターの造成が必要と認められる場合、グリーン融合クラスター造成計画を策定し、管轄市・道知事の意見を聞き、関係中央行政機関の長との協議の後、中央環境政策委員会の審議を経てグリーン融合クラスターを指定することができる（第9条）。グリーン融合クラスターは、基本計画に合致し、グリーン産業等の集積・融複合効果及び研究開発、実証化、事業化等の連携支援効果があり、必要な施設の確保が可能であり、雇用創出等地域経済の発展に寄与することができ、その他大統領令で定める要件を備えた地域に対して指定する（第10条）。

(3) グリーン革新産業等に対する支援等

長官は、グリーン融合クラスターで重点的に育成しようとするグリーン産業等を、「グリーン革新産業」として指定することができる（第15条）。国及び自治体は、グリーン融合クラスターに入居した企業に対する支援を行うことができ、自治体は、必要な場合、入居企業に対して地方税を減免することができる（第16条）。長官は、入居企業の中から、総売上額のうちグリーン産業等と関連した事業の売上額が大統領令による基準に該当する等、規定の要件を充足する企業を、グリーン革新企業として指定することができる。国及び自治体は、指定されたグリーン革新企業に対する支援を行うことができる（第17条）。

規定により、低炭素グリーン成長基本法は2022年3月25日に廃止される。

⁶ 「気候危機対応のための炭素中立・グリーン成長基本法（法律第18469号）」附則第9条第18項の規定により、2022年3月25日以降は、「気候危機対応のための炭素中立・グリーン成長基本法」第2条第17号となる。同上

⁷ 特別市長、広域市長、特別自治市長、道知事、特別自治道知事

⁸ 第58条（環境政策委員会）第1項の規定により、環境部長官が、同条同項の各号に規定された事項に対する審議・諮問を遂行する中央環境政策委員会を置くことができると定められている。「환경정책기본법(법률 제 18469 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=235621&ancYd=20210924&ancNo=18469&efYd=20220325&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>